

議案第74号

小・中学校及び義務教育学校児童生徒用タブレット端末の取得に係る物品売買変更契約の締結について

第100回養父市議会定例会において議決のあった議案第66号「小・中学校及び義務教育学校児童生徒用タブレット端末の取得について」に係る物品売買契約を下記のとおり変更しようとする。よって養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年養父市条例第57号)第3条の規定により、議決を求める。

令和2年11月27日提出

養父市長 広瀬 栄

記

事業名	契約金額	変更金額	契約の相手方
児童生徒1人1台タブレット端末購入事業	円 65,685,400	円 69,644,520	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1290番地4 日本電通株式会社 神戸支店 支店長 告野 貴彦

小・中学校及び義務教育学校児童生徒用タブレット端末の取得に係る物品売買変更契約の締結について

1 取得の目的

本事業の効果、教育の質を高めることを目的として追加取得するものである。

2 納入期限

令和2年12月28日

3 取得予定価格

3,959,120円（消費税込み）

4 納入品一覧

分類	品目	養父小	広谷小	建屋小	大屋小	高柳小	八鹿小	伊佐小	宿南小	養父中	大屋中	八鹿青溪中	関宮学園（前期）	関宮学園（後期）	合計
機器	タブレット端末 Lenovo IdeaPad D330	5	9	3	4	5	9	3	1	13	9	14	6	7	88
ソフトウェア	Sky安心GIGAタブレット用 基本パッケージ	5	9	3	4	5	9	3	1	13	9	14	6	7	88